五〇九一	対馬通信所	対馬市	国有	土地：約一、一〇〇平方メートル 建物：約一一〇平方メートル 工作物：門等 平成二十八年三月三十一日

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇七九	キャンプ座間	座間市	国有	土地：約五四、〇〇〇平方メートル 平成二十八年二月二十九日
三一八七	百里飛行場	南房総市	国有	建物：約三四〇平方メートル 平成二十八年五月十日

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇三三	木更津飛行場	木更津市	国有	土地：約三一〇平方メートル 陸上自衛隊が消防車庫、消火ポンプ室及び消火用水タンクの建設用地として共同使用する。
三〇三三	木更津飛行場	木更津市	国有	土地：約三五〇平方メートル 陸上自衛隊が格納庫の附帯施設の建設用地として共同使用する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇一三	横田飛行場	福生市	国有	建物：約一一、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 受変電所等として追加提供する。
三〇九〇	吾妻倉庫地区	横須賀市	国有	建物：約五〇平方メートル 工作物：囲障等 発電機室等として追加提供する。
三〇九九	横須賀海軍施設	横須賀市	国有	建物：約一三、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 管理棟等として追加提供する。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	建物：約六七、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 統合整備格納庫等として追加提供する。
二〇〇一	三沢飛行場	八戸市	国有	土地：約二五〇、〇〇〇平方メートル 建物：約四〇平方メートル 工作物：滑走路等 航空機の離着陸場として追加提供する。 使用期間：平成二十八年七月十五日から同年八月十五日まで又は三沢飛行場の滑走路の改修が完了する日のうちいずれか早い日まで 海上自衛隊八戸航空基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用あるこの施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

海上演習場関係

◎新規提供

むつ湾訓練区域

一　区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（水域及び空域）。ただし、空域は、高度六一〇メートル以下とする。

1　北緯四一度〇九分一二秒、東経一四一度〇七分一二秒
2　北緯四一度〇五分五三秒、東経一四一度〇八分二八秒
3　北緯四一度〇四分〇二秒、東経一四〇度五九分五九秒
4　北緯四一度〇七分二二秒、東経一四〇度五八分四三秒

二　用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

三　摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、平成二十八年七月十八日から同月三十日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○関東地方整備局告示第二百五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百九十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	別	敷地の幅員	延長
市川市堀之内一丁目三一三七番一地先から同市堀之内一丁目三一五六番一まで	一七〇・七二～一九三・七三	一九四・〇一～一九四・〇一	メートル	〇・〇六～〇・〇六	キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○四国地方整備局告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年七月十五日

四国地方整備局長　名波　義昭

一　施行者の名称　徳島県
二　都市計画事業の種類及び名称　徳島東部都市計画道路事業三・四・百十七号石井南島線
三　事業施行期間　自平成二十八年七月十五日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　徳島県名西郡石井町石井字石井、高川原字高川原地内
使用の部分　なし